

## 第 2 回 下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会 における主な意見

### ■ 民間事業者の選定

- 地元企業の保護育成の観点から、公募型プロポーザルにおける参加資格要件に、地域の精通度を設定している。
- 優先交渉権者の選定基準における審査項目に、「地域の活性化」という項目を設定し、地元の企業・人材が活用されるよう配慮した。
- 民間事業者を選定する委員会を設置した場合、委員は公表するものなのか。公表することによって、民間事業者の提案内容が、委員の考えに傾倒するのではないか。

### ■ 導入効果

- 包括的民間委託の導入によって、市民サービスが向上した。具体的には、不具合発生からの通報から解消までに要する時間について、従来は 1 時間以上要したものが、平均 40 分程度に短縮した。
- PFIを導入することによって、設計・建設の期間が、市が想定していた期間に比べて 11 ヶ月前倒しすることができた。

### ■ モニタリング

- モニタリングは、民間事業者からの提案書・募集要項・要求水準書等を熟知した上で行う必要があるが、小規模な地方公共団体においては、モニタリングを行うことすら難しい。
- PPP/PFIにおける改築事業の品質について、行政として、しっかりとチェックする必要があると考えるが、どのように行えばよいのだろうか。

### ■ 財政

- PPP/PFIにおいて、改築事業も含める際、交付税措置はイコールフットィングとなるのか。
- PFIを実施した当時、市の内部説明に苦労した。特に、財政部局が、PFIを導入した場合においても、従来と同様、交付税措置がなされることについて理解していなかった。
- 改築事業について、国補助金が計画と乖離した場合はどのように対応するのか。
- 複数ある処理区のうち、一つのみコンセッションを導入した場合、使用料は変わるのか。